

## 小中学校等警備業務委託 仕様書

### 1. 委託業務名

小中学校等警備業務委託

### 2. 委託対象学校及び子どもクラブ

<小学校> 計14校

No.	名称	電話番号	所在地
1	佐野小学校	23-0374	金屋下町 10
2	天明小学校	23-0237	大祝町 2311
3	植野小学校	23-0711	植上町 1272
4	界小学校	23-0819	馬門町 1539
5	犬伏小学校	23-0770	犬伏下町 1983
6	犬伏東小学校	24-2887	伊勢山町 1534
7	城北小学校	23-0319	堀米町 1156
8	赤見小学校	25-0704	赤見町 3229
9	石塚小学校	25-0314	石塚町 1408-2
10	出流原小学校	25-0324	出流原町 1038-1
11	田沼小学校	62-0047	田沼町 603
12	吉水小学校	62-0142	吉水町 832
13	栃本小学校	62-0152	栃本町 1037
14	多田小学校	62-0179	多田町 998

<中学校> 計5校

No.	名称	電話番号	所在地
1	城東中学校	23-0448	若松町 405
2	南中学校	23-0869	植下町 1205
3	北中学校	23-0961	富岡町 93
4	赤見中学校	25-0804	出流原町 628-1
5	田沼東中学校	62-3333	栃本町 2287

<義務教育学校> 計2校

No.	名称	電話番号	所在地
1	あそ野学園義務教育学校	62-3111	戸室町 156
2	葛生義務教育学校	85-2169	葛生西 3-4-1

<子どもクラブ> 計7施設

No.	名称	電話番号	所在地
1	佐野子どもクラブ	24-5532	金屋下町 10 (佐野小学校校舎内)
2	第2・第3犬伏子どもクラブ	24-5383	犬伏下町 1983 (犬伏小学校校舎内)
3	第2旗川子どもクラブ	22-7582	並木町 964 (旗川小学校校舎内)
4	第2赤見子どもクラブ	25-2212	赤見町 3229 (赤見小学校校舎内)
5	第2石塚子どもクラブ	25-1330	石塚町 1408-2 (石塚小学校校舎内)
6	出流原子どもクラブ	25-0075	出流原町 1038-1 (出流原小学校校舎内)
7	多田子どもクラブ	62-2633	多田町 998 (多田小学校校舎内)

### 3. 委託期間

令和6年7月1日 ～ 令和11年6月30日 （60ヶ月）  
（5年間の長期継続契約）

ただし、上記のうち統合により廃校となることが予定されているこどもクラブ又は整備が予定されているこどもクラブについては、「16. 特記事項」の通りとする。

### 4. 警備

以下の仕様に基づいて機械警備を行う。

#### (1) 通信回線

- ①小学校・中学校及び義務教育学校  
既設の NTT 一般回線を使用する。
- ②こどもクラブ  
既設の NTT 一般回線を使用する。

#### (2) 警備区画

- ①小学校・中学校及び義務教育学校  
職員室、校長室、理科準備室、及びその連絡経路（廊下又は階段）とし、それらの部屋に対する入室を監視できるようにすること。
- ②こどもクラブ  
こどもクラブ室とする。

#### (3) 警備機器の設置

前記（2）の警備区画に感知器を設置し、この警備のセット・解除ができる制御装置を以下の場所に設置する。

- ①小学校・中学校及び義務教育学校  
職員室
- ②こどもクラブ  
こどもクラブ室

#### (4) 機械警備の実施時間

機械警備は、警備装置をセットしたときに始まり、解除したときに終了することとするが、原則下記の時間とする。

- ①小学校及び中学校  
平 日：17：00～翌日8：30まで  
土、日、祝祭日：8：30～翌日8：30まで
- ②こどもクラブ  
開 所 日：18：00～翌日13：00  
休 所 日：13：00～翌日13：00

#### (5) 異常情報受信の際の対応

受託者が基地局又は待機所において異常情報を受信した際には、直ちに警備隊員を急行させ異常事態を確認するとともに所定の連絡先へ通報する。

#### (6) 巡回業務

1週間に2回の巡回警備を実施する。原則夜間の巡回とする。  
なお、巡回中に発見した異常に対して軽微なもの（窓の未施錠、照明点灯など）についてはその場で対処し、危険性が高いものについては直ちに所定の連絡先へ通報し、指示を仰ぐこと。

## (7) 異常時の重点巡回

異常情報が頻繁に発報される場合や、機械警備中に学校敷地内で施設の破損等が頻繁に行われる等の事態が生じた場合には、市の要請により重点的な巡回を行い、事態の解消を図る。

## 5. 火災異常感知

### (1) 業務

受託者は、各学校に設置されている自動火災報知設備によって感知される火災異常を監視し、異常情報を受信した場合における消防機関への通報等の業務を行う。業務の実施時間は終日とする。

### (2) 異常情報受信の際の対応

#### ①機械警備セット中

直ちに警備隊員を急行させ、火災異常の有無を確認する。その結果、火災発生と判断したときは直ちに消防機関及び所定の連絡先へ通報し出動を要請するとともに、必要な処置を行う。

#### ②機械警備解除中

直ちに学校及びこどもクラブへ電話し、火災異常の有無を確認する。その結果火災発生と判断したときは直ちに消防機関へ出動を要請するとともに、警備隊員を急行させ、必要な処置を行う。

電話に対応がない場合は、直ちに警備隊員を急行させ、火災異常の有無を確認のうえ、必要と認めたときには消防機関へ通報し出動を要請するとともに必要な処置を行う。

## 6. 費用等

### (1) 委託業務に係わる設置機器

受託者は、受託者所有機器を新たに設置し、受託期間終了後撤去するものとする。感知器の数量等については特段指定はしないが、前述の警備区画の入室を完全に把握できるように設置すること。

### (2) 機器の設置・撤去工事費

受託者の負担とする。なお、その費用は毎月の警備費用に加算すること。

### (3) 機器の取替等

自然損耗により機器の取替等が必要な場合は、受託者の負担とし、その費用は前述同様、毎月の警備費用に加算すること。

なお、増改築など市の都合により機器等に変更が生じたときは、市は必要な工事料実費を負担し、受託者が取替工事を行うものとする。

### (4) 警備料金の支払い

原則、月額払いとし、支払は正規の請求書及び「8. 警備情報の報告」による報告書を提出した日から、30日以内に支払うこととする。

月額払いについて、令和10年3月分までは全施設分を支払い、令和10年4月分以降は、第2旗川こどもクラブ分を除いた施設分を支払うものとする。

## 7. 基地局又は待機所の設置

受託者は、基地局又は待機所として事務所ないし出張所を佐野市内に設置すること。また、基地局又は待機所から対象学校及び対象こどもクラブまでの距離・所要時間、及び車輛台数を事前に報告するものとする。

## 8. 警備情報の報告

受託者は、機械警備業務報告書を毎月1回提出しなければならない。また、市から

要求があった場合は、その都度警備状況について報告しなければならない。

#### 9. 警備装置等設置未完了時の対応

警備業務開始日において、警備装置等の設置が完了しておらず、機械警備業務を開始できない場合は、設置完了し機械警備を開始できるまでの期間、警備員等で対応すること。この際要する費用は、受託者の負担とする。

#### 10. 連絡体制

市は受託者に対し、事前に必要な緊急連絡先等を通知し、受託者と協議のうえ円滑な連絡体制の構築に努めるものとする。

##### 11. 鍵の預託

市は警備業務実施に必要な鍵類を受託者に預託する。  
なお、取扱いには細心の注意を払い、責任をもって管理すること。

##### 12. 電話機の使用

市は、受託者が警備業務実施のため緊急に必要な場合、施設に設置された電話機の使用を認めるものとする。

##### 13. 損害賠償

受託者は、委託業務の履行に際して、受託者の責めに帰すべき理由により、市、市の職員、教職員及び第三者に対し、身体上又は財産上の損害を与えた場合は、その責めを負うものとする。

##### 14. その他

当警備業務委託は、この仕様書によるもののほか、必要事項については両者協議の上、別に定めるものとする。

##### 15. 特記事項

###### (1) 統廃合による施設の廃止

上記のうち、第2旗川こどもクラブについては、現時点で旗川小学校の校舎内に設置されているが、当学校については以下の通り廃校が予定されているため、該当するこどもクラブの警備については、後日詳細を市と受託者で協議し、対応するものとする。

(統廃合による廃止予定日)	対象こどもクラブ	委託予定月数
令和10年3月31日	第2旗川こどもクラブ	45ヶ月

###### (2) 図面の提供について

各学校及びこどもクラブの平面図については、防犯上の観点からホームページには記載しないので、入札前に確認したい場合は参加申請を提出したうえ、担当者に事前連絡をし、身分証等持参のうえ学校管理課にて閲覧とする。  
なお、防犯上現在設置されている感知器の位置については、記載されていない。

###### (3) 現地確認について

警備対象は学校及びその敷地内となるため、事前の現地確認については原則行えないものとする。

###### (4) その他

本仕様書に記載のない事項については、原則警備業法に則るものとする。

# 佐野市立小中学校等 概略位置図

